

この料金表は令和元年(2019年)10月1日より適用されます。

## 施設利用料

(単位:円)

施設の名称等	利用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	超過時間 1時間ごと
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	
大ホール	平日	36,200	51,700	64,100	87,900	115,800	152,000	18,600
	土日・休日	58,000	77,400	92,800	135,400	170,200	228,200	23,200
小ホール	平日	15,800	21,100	25,400	36,900	46,500	62,300	6,400
	土日・休日	19,800	26,400	31,700	46,200	58,100	77,900	7,900
マルチスペース	平日	4,100	5,500	5,500	9,600	11,000	15,100	1,400
	土日・休日	5,100	6,900	6,900	12,000	13,800	18,900	1,700
レセプション ホール	平日	9,000	12,000	14,400	21,000	26,400	35,400	3,600
	土日・休日	11,300	15,000	18,100	26,300	33,100	44,400	4,400
練習室(大)	平日	1,400	1,900	1,900	3,300	3,800	5,200	500
	土日・休日	1,800	2,400	2,400	4,200	4,800	6,600	600
練習室(小)	平日	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	300
	土日・休日	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
調整室	平日	500	600	600	1,100	1,200	1,700	200
	土日・休日	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
会議室	会議室(大)	3,600	4,800	3,800	8,400	8,600	12,200	1,200
	会議室(中)	1,800	2,400	1,900	4,200	4,300	6,100	600
	会議室(小)	1,300	1,700	1,300	3,000	3,000	4,300	400
	特別会議室	2,000	3,000	3,000	5,000	6,000	8,000	1,000
大ホール楽屋	第1楽屋	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	第2楽屋	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	第3楽屋	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	第4楽屋	1,300	1,700	1,700	3,000	3,400	4,700	400
	第5楽屋	3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000	1,000
	第6楽屋	500	600	600	1,100	1,200	1,700	200
小ホール楽屋	特別楽屋	1,400	2,000	2,000	3,400	4,000	5,400	500
	第1楽屋	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	第2楽屋	600	800	800	1,400	1,600	2,200	200
	第3楽屋	1,100	1,400	1,400	2,500	2,800	3,900	400
	第4楽屋	1,400	1,900	1,900	3,300	3,800	5,200	500
ギャラリー	平日	5,900	7,800	7,800	13,700	15,600	21,500	1,900
	土日・休日	7,300	9,700	9,700	17,000	19,400	26,700	2,400
講師控室		500	600	600	1,100	1,200	1,700	200
茶室		2,500	3,200	3,200	5,700	6,400	8,900	1,300
和室		2,400	3,400	3,400	5,800	6,800	9,200	1,100

### 備考

- 1 利用時間とは、会場の準備、リハーサル、観客等の入退場及び後始末に要する時間の合計をいう。
- 2 この表において「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定される休日をいう。
- 3 大ホール、小ホール、マルチスペース又はギャラリーを使用する場合で、入場料(入場料、会費、会場整理費、その他の名称いかにかわらなく入場することに関し徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収するときは、この表に定める利用料(以下「基本料金」という。ただし、附属設備等の料金は除く。)に次の割合を乗じて得た額を加算する。
  - A 大ホール
    - a) 入場料の額(2種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額をもって入場料の額とする。以下同じ。)が2,000円を超え4,000円以下の場合・・・3割
    - b) 入場料の額が4,000円を超え6,000円以下の場合・・・5割
    - c) 入場料の額が6,000円を超える場合・・・10割
  - B 小ホール
    - a) 入場料の額が1,000円を超え2,000円以下の場合・・・3割
    - b) 入場料の額が2,000円を超え4,000円以下の場合・・・5割
    - c) 入場料の額が4,000円を超える場合・・・10割
  - C マルチスペース、ギャラリー
    - a) 入場料の額が1,000円を超える場合・・・3割
- 4 大ホール、小ホール、マルチスペース又はギャラリーを利用する場合で、前項に掲げる額の入場料を徴収せずかつ営利宣伝の目的で利用するときは、基本料金の3割を乗じて得た額を加算する。
- 5 大ホール又は小ホールで公演する場合で、準備又は練習のために当該ホールを利用するときは、基本料金の前2項の額を加算した額の5割とする。
- 6 レセプションホール、練習室、会議室、茶室、和室、大ホール1Fホワイエを使用する場合で、入場料を徴収するとき、又は営利宣伝の目的で利用するときは基本料金の3割を乗じて得た額を加算する。
- 7 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 レセプションホール、ギャラリー、会議室(大)及び和室を2分の1で使用するときは、基本料金の5割の額とする。
- 9 大ホール1Fホワイエの受付は利用日の19日前からとし、料金は大ホール利用料の面積比とする。
- 10 この表に基づいて算出した利用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。